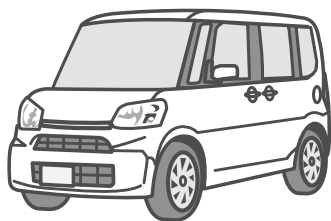


軽自動車税 ～4月1日の所有者に納税義務～

軽自動車税は、毎年4月1日に所有している人に課税されます。
車の変更・廃車手続は、3月30日（金）までをお願いします！

- 引越などにより住所が変わったら？
 - 譲渡などにより所有者が変わったら？
 - 車が必要なくなったら？
 - 上記手続を行わなかったら？
- 「変更手続」が必要！
- 「廃車手続」が必要！**ご注意ください！**
- 罰金刑に処される場合があります！



受付窓口は以下のとおりです。

車 種	受付窓口	手続に必要なもの
・原動機付自転車（排気量125cc以下） ・小型特殊自動車（農耕用等）	本庁 税務住民課 総合支所 住民課	印鑑 販売証明書または譲渡証明書 ナンバープレート（廃車時）
・二輪の軽自動車 （排気量125超～250cc以下） ・三輪の軽自動車 ・軽四輪貨物車、軽四輪乗用車	熊本県軽自動車協会 ☎050・3816・1758 〒862-0902 熊本市東区東本町16-3	左記にお問い合わせください
・二輪の小型自動車（排気量250cc超）	九州運輸局熊本運輸支局 ☎050・5540・2086 〒862-0901 熊本市東区東町4-14-35	

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線754）

災害時の避難の際に支援が必要な人へ

町では、要援護者を普段から地域で見守り、災害時に迅速かつ円滑な避難の確保を図るため、災害時要援護者支援制度の体制づくりを進めています。

災害時要援護者とは？

災害時の避難が困難であり、ご近所の方の協力が必要な人です。
対象者は65歳以上の高齢世帯や独居の方、障がいをお持ちの方です。



避難支援者とは？

要援護者に対し、普段からの声かけや、災害発生時に一緒に避難していただける人です。責任を伴うものではありませんので、要援護者から避難支援依頼があった場合は、普段のご近所付き合いの一環としてご協力をお願いします。



登録・申請について

災害時の対応に少しでも不安がある方は、各地区の区長、民生委員・児童委員または役場本庁健康福祉課へご相談ください。また、登録する際はご近所の方の協力が必要ですので、区長、民生委員・児童委員などに個人情報を提供する必要があります。

※登録後に防災カードをお渡します。このカードを持って避難することにより、避難時に本人の情報が一目でわかるようになっています。

（登録は強制ではありませんが、災害から身を守るために普段から防災の準備や意識を心がけましょう。）



問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724
総合支所 住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111（内線763）

協力隊活動記 ～VOL.9～



協力隊
フェイスブック
更新中

“Nagomi大豆Coffee”誕生 ～米川 博子さん（鷲原）～

こんにちは、米川博子です。いかがお過ごしでしょうか。私は、昨年12月に委嘱更新を迎え、2年目に入りました。残りの任期も引き続き頑張りますので、どうぞよろしくお願いします。

みなさん、「Nagomi大豆Coffee」を知っていますか。これは高野地区のなごみの郷高野地域づくり協議会のみなさんが作ったもので、昨年7月から緑彩館とスーパー菊屋りんご店で販売しています。

高野地区の活性化のために自分たちでできることはないかと住民で話し合い、「自分たちの地域は自分たちで守る」という想いのもと、地域資源を活用し、休耕地で大豆を作り始めました。そしてできたのが「Nagomi大豆Coffee」です。

飲んだ人からは「思っていたよりもコーヒーのような味で驚いた」「大豆の風味もするので美味しく飲める」と好評を頂いています。添加物不使用だけでなく、大豆だけで出来ているのでカフェインも入っていません。カフェインが苦手な人、それから妊娠・授乳中でコーヒーを控えているお母さんには

特に喜ばれるのではないのでしょうか。

私はパッケージデザインもさせていただきましたが、袋に描かれている大豆の種まきをしているおじさんにはモデルさんが存在します。実際に種まきしている様子をトレースしましたが、ご本人はもっとスリムな人です。帽子が大変お似合いなんですよ！

説明ばかりになってしまいましたが、こうして地域の皆さんと一緒に仕事ができ、日々助けられ、感謝と充実した日々を過ごしています。地域の想いと共に町のPRや貢献が私なりにできたらと思っています。今後ともどうぞよろしくお願いします！



自宅でも
愛飲しています♪

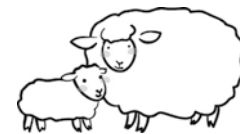
問い合わせ先 本庁 まちづくり推進課 地域振興係 ☎0968・86・5721

家畜および家きんの飼養者は報告書の提出が必要です

家畜伝染病予防法に基づき、家畜・家きんの飼養者は、飼養している家畜の種類及び頭羽数などを年一回県へ報告することが義務付けられています。

届出の必要な動物

牛、水牛、やぎ、ひつじ、豚、イノシシ、鹿、馬、鶏、あひる（合鴨含む）、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥



※定期報告書の提出が必要ですので、飼養者は**印鑑をご持参**のうえ、**3月30日（金）**までに

総合支所**農林振興課**までお越しください。

※鳩、インコは報告の必要がありません。

問い合わせ先 総合支所 農林振興課 農業振興係 ☎0968・34・3111（内線724）